慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 三一〇〕自動車保険の被保険者が事故の被害者からの訴提起の事実の通知を怠った場合における保険者の保険金支払義務
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.2 (1991. 2) ,p.130- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910228-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三一〇〕 自動車保険の被保険者が事故の被害者からの訴提起の事実の通知を怠った場合における保険者の保険金支払義務

（札幌地裁昭和五九年五月二二日判決
昭和五七年(ワ)五〇七四号
交通事故による損害賠償に関する保険金請求事件
判例時報一一三九号九四頁）

〔判示事項〕

自動車保険の被保険者が、交通事故の被害者から損害賠償の訴を提起されたことを保険者に通知せず、かつ、裁判所に出頭しなかったために欠席判決を受けた場合には、保険者は、被保険者が被害者からの請求を保険者に無断で承認した場合に準じて、被害者の適正な損害額の範囲内において保険金支払義務を負う。

〔参照条文〕

商法六五八条

〔事　実〕

X（原告）は、原動機付自転車を運転中、訴外Aの運転する普通乗用自動車（以下本件自動車という）と衝突して、これにより傷害をこうむった。Xが右Aと本件自動車の所有者である訴外Bの両名を被告として損害賠償を求める訴を提起したところ、Bは適式な呼出を受けながら口頭弁論期日に全く出頭せず、またAは第二回口頭弁論期日に出頭したが弁論をなさず、その後は適式の呼出を受けながら口頭弁論期日に出頭せず、さらに、両名とも答弁書その他の準備書面も提出しなかった。そこで、裁判所は、右両名がX主張事実を明らかに争わないものと認めて民事訴訟法一四〇条を適用し、X主張事実を前提に、両名に対して金九〇六万三七二二円および内金八二六万三七二二円に対する年五分の割合による金員の支払を命ずる判決を言渡し、右判決はいずれからも控訴がなく確定した。

Bは、Y保険会社（被告）との間で、本件自動車について保険金額を対人賠償二〇〇〇万円、対物賠償一五〇万円とする自動車保険契約（以下本件保険契約という）を締結していたので、Xは、Y会社に対して、被害者として直接請求権があること、かりにそれがないとしても、Bに資力がないので民法四二三条により

Bの保険金請求権を代位行使しうることを主張し、右判決にもとづき、保険契約上の義務の履行として右確定判決による金員の支払を求めた。

これに対して、Y会社の側では、主たる主張として、約款による免責を主張した。すなわち、本件保険契約に適用される保険約款は昭和四八年九月改訂の自動車保険普通保険約款であるが、右約款第三章（一般条項）一二条は、保険契約者または被保険者に対し、損害賠償の訴を提起されたときは遅滞なく保険会社に通知することを義務づけ、右義務違反の効果として同一三条は、保険契約者または被保険者が正当な理由なく右通知を怠ったときは保険金を支払わない旨を定めており、Bは正当な理由なく右義務を怠ったというのである。

この間の経緯は以下のように認定されている。すなわち、Bは、本件事故発生後、X側から任意保険の手続をして欲しい旨求められ、Y会社に本件事故発生の報告をした。そのため、Y会社の職員は、損害の程度や事故の態様による責任の割合などを査定しようとしたが、その後Aの刑事処分が不起訴と判明したこともあって、Y会社は、本件事故についてのXの過失割合を五五パーセントと判断し、任意保険で負担すべきものは国民健康保険からの求償分金八〇万〇二一一円を含めた既支払額合計金一一〇万〇二一一円をもって足り、その余はXが強制保険に被害者請求すればよいと考えて、示談未成立のまま本件を支払完了として処理した。Xは、Y会社の右処理に不満であったため、結局は前記訴訟を提起したのであるが、Bは、右訴訟は本来事件を起こしたAが解決すべきものであり、またXの請求が本件保険契約の保険金額の範囲内であったため最終的にはY会社で解決してくれるものと考え、本件約款上の前記通知義務の条項を知らなかったこともあって、前記訴訟に応訴せず、そのまま判決を確定させるに至ったというのである。

つぎに、Y会社の側では、予備的主張として、約款による減額を主張した。すなわち、前記保険約款第三章一二条は、保険契約者または被保険者が損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ保険会社の承認をえないで、請求の全部または一部を承認してはならない旨を定め、これに違反した場合については、同一三条が損害賠償責任がないと認められる額を差引いて保険金を支払う旨を定めているところ、Bは、前記訴訟において当然損害額等を争いうる余地があったにもかかわらず、欠席判決を受けてこれを確定させ、結果としてY会社に無断でXの請求の大部分を承認したのと同様の事態を招いたものであるから、過失相殺および実際の損害額として認定される範囲まで、支払保険金額は減額されるべきものであるというのである。

〔判　旨〕請求一部認容。

「Xは、被保険者たるBに対し前訴判決が確定した以上、被害者たるXは本件保険契約に基づき直接Yに対して保険金を請求できるものと解すべきであると主張するが、その根拠とするところは明らかでないうえ、……本件保険契約が適用される保

険約款……には被害者が保険会社に直接保険金を請求できることを定めた条項は存しないことが認められるのであり、Xの右主張は採用し難い。

次にXは、債権者代位権（民法四二三条）に基づく請求を主張するところ、XのBに対する債権の存在は……明らかであり、……Bは前訴判決で支払を命じられた金員を支払うに足る格別の資産もないことが窺われるから、Xは、本件保険契約に基づくBのYに対する保険金請求権を代位行使することができるものと解され、Xの右主張は理由がある。」

「Bは前訴時において、本件約款上の前記通知義務の存在を知らず、これがため、Yに前訴提起の事実を通知しなかったものと解されるが、約款の条項を知らなかったという一事のみをもってしては義務違反に正当な理由があったということはできない。そこで更に訴訟の通知を義務づけた約款の趣旨について考えてみるに、右は訴訟を提起された被保険者が、いずれは保険金でまかなえるという安易な考えから、訴訟にまともに応ぜず、結果として不適正な損害賠償額を命ずる判決を甘受し、その判決で命ぜられた金額を保険会社に請求するというのでは、実損害を塡補するという自動車保険の本旨に反し、保険会社としても不当な不利益を受け、あるいは被保険者と保険者との間で無用の紛争が起ることもあるから、これらの弊害を避けるため、訴訟が提起されたときは当該訴訟手続において適正な賠償額が定められるよう保険会社も直接、間接に関与できる途を残すことを目的にあらかじめ通知を義務づけたものと解される。本件約款第三章一二条六号は、保険会社の承認をえないで被害者からの請求を承認しないことを義務づけているが、これも基本的には同じ趣旨から出たものといえる。したがって、訴訟を提起された被保険者が、弁護士を選任する等して真摯に応訴し、なすべき主張をなし提出すべき証拠を提出して、充分審理を受けたうえで判決がなされた場合のように、適正な賠償額が査定されたという実質的な保障があれば、保険会社としても何ら不利益はない訳であり、このような場合であっても、通知がなかったことをもって保険会社が責任を免れるとすることは、保険会社に不当な利益を与える反面、被保険者に苛酷な結果をもたらすことになって妥当ではない。本件においては、……Bは全く応訴せず、いわゆる欠席判決を受けてこれを確定させているのであるから、右のような場合にあたるとはいい難い面があるのであるが、他面において……、本件事故はある時点までY会社の事務手続にのっており、Y会社において損害査定の資料を収集し、Xに若干ではあるが保険金の支払をしている事例であり、Y会社において示談未成立にもかかわらず支払完了済として処理したことがXをして前訴提起を余儀なくさせたことも考えあわせると、Bが訴訟の通知をしなかったことをもって、Y会社の責任をすべて免れさせるのは相当でないと解される。」

「本件約款第三章一三条二項においては、請求を無断で承認した場合は、損害賠償責任がないと認められる額を差引いて保

険金を支払う旨定めているのであるが、前訴においていわゆる欠席判決を受けたBの行為は、請求を無断で承認した場合とその実質において異なるところはないとも解せられるから、本件も請求の無断承認の場合に準じて考えるのが相当であり、この場合には、あらためてXの損害額を査定し、その範囲内においてYは保険金の支払義務を負うものと解するのが相当である。」

「Xの損害は……合計金九一九万二八八二円であるところ、過失相殺によりBが負担すべき金額はその七割である金六四三万五〇一七円と認められ」る。

〔評　釈〕結論的賛成。

一、責任保険は、被保険者が第三者（被害者）に対して法的責任を負担したことによってこうむる損害の塡補を目的とする保険である。すなわち、責任保険における保険事故は法的責任負担という事実である。これは、火災保険における火災という事実や、運送保険における運送品の毀滅という事実などと異って、単なる物理的・外形的事実ではなく、法判断が加えられた結果としての事実であり、しかも、その内容が確定するまでのプロセスにおいて、加害者と被害者という経済的にも心理的にも対立する人間相互間のダイナミックな関係が作用するという特殊性をもっている。これをより具体的にいえば、本件のように自動車の人身事故が起こった場合には、実体的な法的真実としてはある定まった法的責任が発生しているはずであるが、客観的に存在するものは被害者の損害という事実だけであり、それについて加害者にどれだけの・どのような法的責任があるかということは、法的判断を加えなければわからないことがらなのである。そして、主観的には、被害者・加害者双方とも、相手方の責めの方が大きいと考えがちであり、そのようにそれぞれの相異なった考え方を前提として、当事者間で被害者の損害に対する加害者の法的責任の内容・範囲を確定していかなければならない。

一方、責任保険は、被保険者（加害者）が負うべき適正な法的責任のみをカバーすべきものであって、それを超えて被保険者が被害者に金銭を支払いまたは支払の約束をしたとしても、そのような額をカバーすべきものではない。たまたま加害者が責任保険に加入していたために、被害者が正当な額以上の金銭をえることがあるとすれば、これもまた一種のモラル・ハザードであるといわなければならない。したがって、加害者が責任保険に加入している場合には、保険者は、不法行為の当事者ではないにもかかわらず、当事者間の法的責任確定という主観的関係に関心をもたざるをえず、さらに、責任保険にあっては、その保険給付の中に、訴訟・示談の代行といったような、加害者が被害者の不当な責任の追及を排除する権利を保護する機能が含まれることになるのである。

本件は、このような責任保険の特殊性が実際にあらわれたケースであって、問題は責任保険契約の構造に深く関わっている（本判決の判例体系上の地位については、弥永真生「本件判批」ジュリス

ト九〇九号一一二頁参照）。

二、本件は、保険契約上は第三者である被害者の、保険者に対する直接請求訴訟である。被害者たる原告Xは、その根拠として、第一に、直接請求権を、第二に、民法四二三条の債権者代位権をあげている。これに対して、判決は、第一の直接請求権を認めず、第二の債権者代位権を認めている。

商法六六七条は、他人の物の保管者の責任保険につき、被害者である所有者の直接請求権を認めている。これが責任保険契約の原則的効果をあきらかにするものであり、したがって、すべての責任保険に類推されるべきものであるのか、それとも本条による特殊政策的効果であり、したがって、特に規定のないかぎり一般の責任保険に同様の効果は認められないと解すべきものであるのかについては、争いがあるが（学説については、倉沢「責任保険における被害者の直接請求権」保険契約法の現代的課題五頁以下）、同条は民法四二三条の特則として、代位の要件を緩和するものであり、限定的に解すべきものとおもう（倉沢・前掲二〇頁以下）。それゆえ、この点の判示には賛成である。

なお、自賠法一六条一項には、被害者の保険会社に対する賠償請求権が定められており、また、昭和四九年発売の家庭用自動車保険以後の自動車保険の約款には右と同趣旨の規定が含まれるようになっているが、これは責任免脱給付として保険会社が被保険者の責任を肩代わりするものであって、その内容は保険金請求権ではなく、損害賠償請求権である（倉沢「商法六六七条と自賠法一六条」保険契約法の現代的課題一一七頁以下）。

三、本件約款第三章一二条七号は、被保険者が訴訟を提起するときまたは提起されたときの通知義務を定め、また、同六号は、相手方からの請求を保険会社に無断で承認してはならない旨すなわち承認にあたっての通知義務を定めている。そして、前者の義務懈怠の効果は免責とされ、これに対し、後者の義務懈怠の効果は減額（保険会社が正当な責任額と認めた部分についてのみ塡補）とされている。

本判決は、この両者を基本的には同じ趣旨から出たものととらえ、結果的に、前者についても義務懈怠の効果として免責を認めず、減額のみを認めている。すなわち、本判決では、免責という効果を排除するための理由としてる、本件事実の特殊性を述べているが、しかし、本件において訴訟の通知義務懈怠の事実は動かし難く、本件約款第三章一二条七号の適用はこれを認めざるをえないのであるから、結局、判旨は免責という効果を定める同一三条一項の不当性を判示していることになるからである。

問題になるのは、免責約款を無効と解した場合に、これを減額の効果を定めたものと解することの根拠であるが、商法には、保険契約者または被保険者の通知義務として、事故による損害発生の通知義務の定めがあり、その懈怠の効果は減額と解されている。そして、判例は、約款で右通知義務の懈怠の効果を免責と定めたとしても、それは減額の趣旨においてのみ効力があ

るものとしている（最判昭和六二年二月二〇日民集四一巻一号一五九頁）。そこで、もし訴訟提起の通知義務が、その性質上事故による損害発生の通知義務にあたるものとすれば、右のような商法の解釈が減額の効果に根拠をあたえることになろう。

しかしながら、自動車対人賠償責任保険における事故による損害発生の通知義務は、本件でいえば自動車の衝突による人身事故発生という事実の通知義務がこれにあたるものであって、約款上訴訟提起の通知義務とは別個に定められており、しかも、本件ではその義務は履行されているのである。

自動車対人賠償責任保険における訴訟提起の通知義務は、前述したような責任保険の特殊性から認められる特別な通知義務であって、保険事故発生の通知義務ではなく、むしろ、商法上の義務にその根拠を求めるものとすれば、損害防止義務（商六六〇条）の一種である。損害防止義務は、保険事故が発生した場合における損害の拡大防止義務と解されており、しかもそれは信義則上の義務であってその違反の効果は減額すなわち義務の履行があったならば拡大しなかったであろう額の控除であり、しかも、この効果は、今日ではもはや、片面的強行法と解すべきものであるといえよう。

倉沢　康一郎

〔最高裁民訴事例研究　二八七〕

昭二八21（最高民集七巻一一号一一九三頁）

上告理由に第一審記録に添付した上告人の準備書面を援用することの適否

（麻雀）営業取消命令の取消請求事件（昭和二八年一一月一一日大法廷判決）

X（原告・控訴人・上告人）はいわゆる麻雀荘を営業していたが、Y（東京都特別区公安委員会、被告・被控訴人・被上告人）は（当時の）風俗営業取締法第四条によりXの営業許可取消処分をした。理由は、①自己の営業所内で数名の博徒に四回にわたり賭博行為をさせ賭博開帳幇助をしたことは、東京都風俗営業取締法施行条例第二三条の営業所内における賭博行為を防止する義務に違反する、②この際遊技場として許可された部屋以外の部屋を使用させたことは、前記条例第四条第一項に違反する、というものであった。

これに対して、Xは次の理由でYを相手としてこの営業許可取消処